

## ～地域みんなで高齢者を見守ろう～ 9月は「高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間」です

悪質商法被害の増加、広域化を踏まえて、関東甲信越ブロックを中心とする自治体（1都9県6政令指定都市及び（独）国民生活センター）が合同で行う高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーンを9月1日（水）から30日（木）まで実施しますので、お知らせします。

悪質業者は、高齢者が抱える不安の3K（孤独・金・健康）に付け込み、不当で高額な契約を迫る特徴があります。

こうしたことから、本市としては以下のような取組を実施します。

### ◆本市の月間における取組

#### 【広告等周知活動】

- ・動画広告の放送（本庁舎、緑・南合同庁舎、神奈中バス（市内路線））
- ・メール及びLINEマガジンによる注意喚起（毎週金曜日正午）
- ・広報さがみはら（9/1号）記事掲載

#### 【悪質商法被害防止に関するパネル展示】

場所：シティ・プラザはしもと6階多目的スペース

期間：9/1～9/22

#### 【啓発チラシの配架・配布】

- ・各高齢者支援センターを含む市内関係公共施設に設置
- ・包括連携協定事業者〔損害保険ジャパン株式会社〕による戸別配布

### ◆高齢者の被害防止には、地域の見守りも大切！見守りは3つがポイント！

- ① 普段と違う様子への『気づき』  
例）見慣れない封筒が届いている 未開封のダンボールが積み重なっている
- ② 本人の気持ちに寄り添った『声かけ』  
例）最近どうですか？ 何かお困りですか？ 一緒に消費生活相談に行ってみませんか？
- ③ 困ったら消費生活センターに『つなぐ』  
専門の消費生活相談員が契約トラブルや悪質商法等に関する相談に対してアドバイス等をさせていただきます。

<困ったらすぐ相談！>

平日 9:00～16:00（第2・4金曜日は18:00まで延長）

土日祝 9:00～12:00、13:00～16:00 ※年末年始を除く

電話 188（消費者ホットライン）又は、042-775-1770（消費生活総合センター）

### 【参考】本市相談件数の推移

昨年度、本市に寄せられた相談件数は、6,108件でした。2年連続で減少しており、年齢別による相談の内訳では、50代以上の契約トラブルが全体の6割弱を占めています。



イラスト：© KANAGAWA2013

お問合せ先  
消費生活総合センター  
直通電話：042-775-1779  
担当：田中・篠田



悪質業者は狙っています!!

あなた  
高齢者の不安 **3K!!**

Kodoku

**孤独**… 「お悩み聞きますよ」

Kenkou

**健康**… 「飲むだけで痛みが取れますよ」

Kane

**(お)金**… 「老後資金を増やしませんか」

「必ず儲かりますよ」

困ったこと、不安なことがありましたら、お早めに消費者ホットラインまでお電話ください。

専門の相談員が解決に向けたお手伝いをさせていただきます。



**消費者ホットライン ☎188**